

2025 年 1 月 24 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する
内閣府令（案）」等に対する意見について

2024 年 12 月 24 日付で意見募集が開始された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

○ 意見提出の背景・趣旨

今般の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等は、企業会計基準委員会において、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受けて、所要の改正が行われるものと理解している。

今後、当協会の会員を含めた多くの企業において、本件改正を踏まえた財務諸表等の作成を行うに当たり、開示負担軽減の観点から、以下のとおり意見を提出する。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）関係

No.	該当箇所	意見等
1	第 220 条（第二種中間財務諸表のリースに関する注記） ※「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）」の第 208 条も同様	リースに関する注記については、国際的な会計基準において期中における注記が求められていない項目であり、実務上も中間期に開示されている事例はあまり見られず、本改正案により、日本企業の開示負担が過度に大きくなることが懸念される。 このため、中間期においてはリースに関する注記のうち、「セール・アンド・リースバック取引」、「サブリース取引」および「翌中間会計期間以降のリースの金額を理解するための情報」については注記すべき事項から除外していただきたい。具体的には、規則第 220 条に、「但し、借手及び貸手の注記のうち、セール・アンド・リースバック取引、サブリース取引及び翌中間会計期間以降のリースの金額を理解するための情報の注記は省略することができる。」と但し書きを追加していただきたい。セール・アンド・リースバック取引およびサブリース取引は特定の事業領域の企業のみにとって重要である場合が多いこと、また、「翌期中間会計期間以降のリースの金額を理解するための情報」は、通常は直近年度開示から大きく変化することが想定されないことから、各企業の判断で重要性に応じて追加情報として開示することで十分と考える。

以 上